

定款第 27 条第 1 項 理事・監事の選任方法に関する細則

(理事の選任)

第1条 理事は正会員から選任され、社員理事と社員外理事とする。

(1) 社員理事

社員の中から推薦または立候補で理事候補を募り、社員総会で選挙により選任する。この時、次点の人を補欠理事とする。

(2) 社員外理事

社員理事が 5 名から 7 名の場合、社員以外の正会員から社員外理事を選ぶことができる。

- ・社員外理事を選任する場合、理事会は社員以外の正会員から理事を推薦し、社員総会で承認を得なければならない。
- ・社員外理事は 2 名を限度とする。
- ・社員外理事は、社員総会での議決権はない。

(監事の選任)

第2条 監事は正会員から選任され、社員監事と社員外監事とする。

(1) 社員監事

社員の中から推薦または立候補で監事候補を募り、社員総会で選挙により選任する。この時、次点の人を補欠監事とする。

(2) 社員外監事

社員監事が 1 名以上の場合、社員以外の正会員から社員外監事を選ぶことができる。

- ・社員外監事を選任する場合、理事会は社員以外の正会員から監事を推薦し、社員総会で承認を得なければならない。
- ・社員外監事は 1 名を限度とする。
- ・社員外監事は、社員総会での議決権はない。

(細則の変更)

第3条 細則の変更は、理事会が起案し、社員総会の承認を得なければならない。

(付則) 本細則の施行は、本法人定款施行日に準拠する。

本細則の施行は、変更が承認された令和 8 年 4 月 25 日からとする。